

第13回山口県人権施策推進審議会会議録

注) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：令和2年2月14日(金) 午後1時30分から午後3時10分まで

○開催場所：県庁共用第5会議室（本館棟4階）

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第13回山口県人権施策推進審議会」を開催させていただきます。

まず、配付資料について、御確認をお願いします。配付資料を一覧にしておりますので、不足等があればお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、審議会の開催に当たり、山口県環境生活部長の西田秀行が御挨拶を申し上げます。

環境生活 皆さん、こんにちは。

部 長 環境生活部長の西田でございます。

人権施策推進審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、当審議会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、皆様方には、昨年2月、委員に御就任いただいたところであり、この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げます。

さて、県では、「山口県人権推進指針」に基づき、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権に関する取組を総合的に推進しているところでございます。

こうした中、本審議会につきましては、委員の皆様から御意見をいただき、様々な人権課題への対応や、人権が尊重された行政の推進など、本県の人権施策の一層の推進を図ることを目的としております。委員の皆様には、それぞれの立場から、御指導、御支援をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、委員改選後初めての審議会ということになりますので、まず、会長及び副会長を選任していただき、次に、本年度実施いたしました「人権に関する県民意識調査」の実施結果につきまして、また、鈴木委員さんから御提出いただいている意見書についても、御審議いただくこととしております。

どうか委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、ここで、本日の審議会の成立状況について御報告を申し上げます。委員15名中14名の委員の出席の予定でしたが、急遽2名の方から欠席の

連絡があり、草田委員におかれては出席の予定ですが、ちょっと遅れるということで、今現在11名の委員の方の出席となっています。

過半数を超えておりますので、審議会規則第5条の規定に基づき、本会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、本日は改選後、はじめての会議でございますので、議事に入ります前に、委員の皆様方を御紹介申し上げます。

まず、窓側にお座りの委員から御紹介いたします。

今村孝子委員でございます。

今村委員 今村です。よろしく申し上げます。

事務局 続きまして、澤田正之委員でございます。

澤田委員 澤田です。よろしく申し上げます。

事務局 鈴木朋絵委員でございます。

鈴木委員 鈴木です。よろしく申し上げます。

事務局 田中里美委員でございます。

田中委員 田中です。よろしく申し上げます。

事務局 船崎美智子委員でございます。

船崎委員 船崎です。よろしく申し上げます。

事務局 続いて、廊下側にお座りの委員を御紹介いたします。
川村宏司委員でございます。

川村委員 川村です。よろしく申し上げます。

事務局 高田晃委員でございます。

高田委員 高田といいます。よろしく申し上げます。

事務局 末長正委員でございます。

末長委員 末長です。よろしくお願い申し上げます。

事務局 高木和文委員でございます。

高木委員 高木です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局 田村知津子委員でございます。

田村委員 田村と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 山下悦子委員でございます。

山下委員 山下でございます。

事務局 最後に、本日、御欠席でございますが、金恵媛委員、畑道規委員、藤本謙吾委員を御紹介いたします。

続いて、事務局職員の紹介をさせていただきます。

環境生活部長の西田でございます。

環境生活
部 長 よろしくよろしくお願いいたします。

事務局 環境生活部審議監兼人権対策室長の松田でございます。

人権対策
室 長 よろしくよろしくお願いいたします。

事務局 人権対策室次長の瀬原でございます。

人権対策
室 次 長 瀬原です。よろしくお願いいたします。

事務局 教育庁理事の古西でございます。

教育庁
理 事 よろしくよろしくお願いいたします。

事務局 人権教育課長の杉山でございます。

人権教育
課 長 よろしくよろしくお願いいたします。

事務局 続いて、審議会規則第7条の規定に基づき、知事が任命した幹事でございます。

氏名はお手元に配付しております幹事名簿のとおりですので、時間の関係上、紹介は省略させていただきます。

それでは、議題の審議に先立ちまして、皆様方に御了解いただきたいことがございます。

本審議会は公開を原則としております。

したがって、審議の内容をまとめた議事録も公開とし、県のホームページにも掲載する予定としておりますので、議事録の作成に正確を期すため、審議内容については録音させていただき、また、会議の写真を撮らせていただきたいと思いますと思いますが、御了承をお願いします。

それでは、議事に入らせていただきますが、審議会規則第5条の規定により、議事は会長であります議長が進行することとなっております。

しかしながら、本日は、委員改選後、初の会議であり、会長が選任されておられませんので、会長の選任につきましては、事務局の方で議事を進行させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

会長につきましては、審議会規則第4条の規定により、委員の互選により定めることとされております。

どなたか御推薦がありましたらお願いいたします。

末長委員 はい。

事務局 末長委員。

末長委員 今日の審議会の冒頭にですね、西田部長の方からも触れられましたけど、私たち、人権審議会委員はですね、昨年2月に任命をされています。任期のおおむね半ばを過ぎようとしていますね。2年任期ですから、半ばを過ぎようとしております。

こうした中で、顧みますと、第10回以来ですね、会長、副会長として務めておられるお二人も、今、審議会委員として参画をされています。

したがって、私は、第10回以来の会長、副会長である、まあ、会長については高田晃先生ですね。宇部のフロンティア大学という、人間社会学部部長であります高田晃先生。

副会長については、山口県医師会副会長である今村孝子先生。

いずれも大学教授並びに医師という職で、先生ということで、御紹介させていただきます。高田晃先生と今村孝子先生を会長及び副会長に推薦をしたいと

いうふうに思います。
よろしく願いいたします。

事務局 はい。ありがとうございました。
今は会長の選任でございますので、まず、ただ今、会長の選任につきまして、高田委員さんの御推薦がありました。委員の皆様方がいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 皆様方の御賛同をいただきましたので、会長につきましては、高田委員さんをお願いすることと決定いたしました。
なお、先ほど申し上げましたとおり、会議の議長は、会長が務めることとなっております。
高田会長さんには、議長席の方へご移動いただき、今後の議事進行についてよろしく願いします。

議長 ただ今、会長の就任に当たりまして、御指名をいただきましたので、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。
皆様方の御賛同をいただきまして、当審議会の会長を引き受けることになりました。
大変不慣れではありますが、円滑な議事運営に努めてまいりますので、皆様の御協力をよろしく願いいたしたいと思っております。
ここで座らせていただきます。
それでは、早速、議事に入りたいと思いますが、会議の終了時刻は午後3時というふうに予定しておりますので、御協力をよろしくお願い致します。
先ほど、会長、副会長の御推薦をいただきましたが、改めまして、議題1のうちの副会長の選任について、皆さんにお諮りをしたいと存じます。
副会長は、委員の互選により決めることとされていますので、改めまして、どなたか御推薦がありましたらお願いしたいと思います。

船崎委員 はい。

議長 はい。どうぞよろしく願いします。

船崎委員 はい。先ほど、末長委員からもお話がありましたように、私も今村孝子委員が非常にいいのではないかとこのように思っております。多様なことを御存知ですし、女性としても憧れの的でございます。ですから、やはり、ここは今村先生にお願いできたらというふうに思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今、今村委員さんの御推薦がありました。大

変細かい御推薦の趣旨も説明していただきましたが、いかがでしょうか。
御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 はい。ありがとうございます。

賛成多数ということで、皆様の御賛同をいただきましたので、副会長は今村委員さんをお願いすることと決定いたしました。

それでは、今村副会長さんから御挨拶をお願い申し上げます。

今村委員 改めまして、今村です。

皆様に御推薦いただきまして、本当に、重い気持ちでおります。

まず、副会長としたら、高田議長のサポートというのが第一の役割です。

そして、先ほどから御紹介していただいたように、医師であるし、女性である、という意味で、そういうジェンダーの視点をしっかり持って、そして、中立な立場できちんと言っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 はい。よろしく申し上げます。

それでは、議題の2の「人権に関する県民意識調査の実施結果について」事務局の方から、御説明をお願いいたします。

人権対策 室次長 それでは説明させていただきます。恐れ入りますが座って説明させていただきます。

お手元に資料1というのがございます。そちらを御覧いただけたらと思えます。この資料は調査結果を簡単にまとめたものですが、本日は時間の都合上、ここから更に抜粋し、全体的な傾向を中心に説明させていただきます。

1 ページの中段以降になりますが、まず、「1 人権一般について」のうち、「(1) 基本的人権に関する認知度」です。基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることを「知っている」が87.8%です。前回より2.8ポイント上昇しています。

次に「(2) 関心のある基本的人権」です。前回同様、「自由権」、「平等権」「生存権」の3つが高く、いずれも6割を超えています。

次に「(3) 山口県人権推進指針の理解度」です。今回の調査では、人権推進指針を「知っている」という選択肢を「知っていて内容もよく理解している」「知っていて内容もある程度は理解している」「知っているが内容はよく理解していない」の3つに細分化し、これらを合わせた「知っている(計)」は前回の「知っている」より上昇しているものの、約3割にとどまっており、理解度は決して高くない状況にあります。

2 ページに移っていただきまして、「(4) 山口県人権推進指針を知ったきつ

かけ」でございます。全体的には、前回同様、「県・市町の広報誌」が高くなっています。また、人権推進指針の理解度との関係性に着目すると、「指針」の理解度が高い人ほど「研修会・講習会」や「人権に関するイベント」を知ったきっかけとして回答する割合が高い傾向にあります。

次に「(5)山口県人権推進指針の内容に対する感想」です。「わかりやすい」と「共感できる」を合わせた「肯定的な感想」が43.6%で、前回より12.0ポイント低下しているのに対し、「むずかしくてわかりにくい」と「もっと内容を充実すべき」を合わせた「否定的な感想」が43.1%で、前回より5.7ポイント上昇しています。

次に「(6)山口県における人権尊重意識の定着状況（10年前と比べて人権尊重の県になっているか）」についてです。この設問でも選択肢を追加していますが、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計は27.5%で、前回の「そう思う」より9.4ポイント上昇し、「どちらかといえばそうは思わない」と「そうは思わない」の合計は11.4%で、前回の「そうは思わない」より1.2ポイント低下しています。人権推進指針の理解度との関係性に着目すると、「指針」の理解度が高い人ほど、「そう思う」と回答する割合が高い傾向にあります。

3ページに移りまして、「(7)人権を侵害された経験」についてです。「ある」が21.9%、「ない」が58.8%、前回とほぼ同じ状況になっております。

「(8)人権を侵害されたと思った内容」については、「地域や職場での仲間はずれ」や「名誉き損、侮辱」が高くなっています。

次に、「(9)人権を侵害された際の対処法」についてです。前回同様、「黙って我慢した」が圧倒的に高くなっており、公的機関への相談はいずれも1割に満たない状況となっています。

次に、「2 人権の個別分野ごとの課題」のうち「(1)新たに施行された人権に関する法律の認知度」についてです。7つの新たな法律について施行されたことを知っている割合は、「いじめ防止対策推進法」が最も高い一方で、「どれも知らない」が全体の約2割となっています。

また、4ページにありますように、人権推進指針の理解度との関係性に着目すると、「指針」の理解度が高い人ほど、法律の認知度が高い傾向にあります。

次に、「(2)女性に関する人権上の問題点」についてです。「男性の固定的な役割分担意識を押しつけられること」と「職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇」の上位2項目に続き、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」の回答割合が上昇し、全体で3番目に高くなっています。

5ページに移りまして、「(3)子どもに関する人権上の問題点」についてです。「大人（保護者）が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと」や「子どもの間でいじめが行われていること」が高くなっており、前回最も高かった「成績だけを気にかける保護者がいること」の回答割合は大きく低下しています。

すみません、今草田委員がこられました。

事務局 草田委員さん、一言お願いします。

草田委員 皆さん遅くなって申し訳ございません。山口県人権擁護委員連合会の草田です。よろしくお願ひいたします。

人権対策 説明を続けさせていただきます。

室次長 5ページの「(4)高齢者に関する人権上の問題点」についてです。「悪徳商法や特殊詐欺、財産侵害など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること」が最も高く、新たな選択肢である「認知症について社会の理解が不十分であること」は全体で4番目に高くなっています。

次に、「(5)障害のある人に関する人権上の問題点」についてです。「障害のある人や障害について人々の理解が不足していること」が最も高く、「働く場や働くための支援が十分でないこと」は回答割合が大きく低下しているものの、前回同様、2番目に高くなっています。

6ページに移りまして、「(6)罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点」についてです。前回同様、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」と「就職、職場で不利な扱いを受けること」の2つが主な回答になっています。

次に、「(7)犯罪被害者に関する人権上の問題点」についてです。前回同様、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」と「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」の2つが主な回答になっています。

次に、「(8)プライバシーの保護に関する人権上の問題点」については、「個人情報 の不正な取り扱いや信用情報、顧客データ等を盗用・横流し・流出・紛失すること」が最も高くなっています。

次に、「(9)インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応」についてです。「本人又は家族に対して十分な説明を受けた」が約5割、「本人又は家族への説明に対して不満を感じた」が1割未満となり、ほぼ前回と同様の傾向を示しています。

7ページに移りまして、「(10)性同一性障害のある人に関する人権上の問題点」については、「性同一性障害について人々の理解が不足していること」が最も高くなっています。

次の(11)同和問題から(14)ハンセン病問題については、前回調査において、人権上の問題点が「わからない」という回答が多かったことから、より実態を把握するため、問題点だけでなく、実際に見聞きした経験・見聞についても質問しています。

まず、「(11)同和問題に関する人権上の問題点と見聞」についてです。問題点では、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が最も高く、以下、「差別

的な言動をされること」、「就職、職場で不利な扱いを受けること」の順となっており、前回最も高かった「偏見が残っていること」の選択肢をなくしたことなどもあって、ほとんどの選択肢で回答割合が上昇しています。「見聞」を「問題点」と比べると、すべて「見聞」が「問題点」を大きく下回っています。

8ページに移りまして、「(12)外国人に関する人権上の問題点と見聞」についてです。問題点では、前回同様、「言葉が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと」と「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと」の2つが主な回答となっており、新たな選択肢である「ヘイトスピーチを伴うデモが行われること」が全体で5番目に高くなっています。「見聞」を「問題点」と比べると、すべて「見聞」が「問題点」を大きく下回っています。

次に、「(13)感染症患者等に関する人権上の問題点と見聞」についてです。問題点では、「治療や入院を断られること」が最も高く、前回2番目に高かった「治療による薬害の被害を被っていること」の回答割合は大きく低下しています。「見聞」は全て数パーセントで、「問題点」をはるかに下回っています。

9ページの「(14)ハンセン病問題に関する人権上の問題点と見聞」についてです。問題点では、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」が最も高く、「差別的な言動をされること」が僅差で続いています。「見聞」は全て数パーセントで、「問題点」をはるかに下回っています。

次に、「3 人権教育・啓発の取組」のうち「(1)啓発活動への接触度」についてです。「県や市町の広報誌、パンフレット」が最も高くなっていますが、これを含め、全体的に回答割合は前回より低下傾向にあり、県や市町の啓発活動に触れたことがない「特になし」の回答は3割を超えています。人権推進指針の理解度との関係性に着目すると、「指針」の理解度が高い人ほど、啓発活動への接触度も高い傾向にあります。

10ページに移っていただきまして、「(2)講習会・研修会・学習会等への参加経験」についてです。「1～2回」と「3回以上」を合わせた参加経験のある人は2割に満たない一方で、「参加したことはない」が8割になっています。「指針」の理解度が高い人ほど、また、人権に関する法律を知っている人ほど、参加経験の割合が高い傾向にあります。

11ページに移りまして、「(3)人権に関する取組の今後の条件整備」についてです。ほぼ全ての選択肢において、前回より回答割合が低下していますが、全体的には前回と概ね同様の傾向にあります。人権推進指針の理解度との関係性に着目すると、「指針を知っていて内容もよく理解している」人は「公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る」や「公民館などの学習会場や学習機器の整備を行い、地域社会における人権教育の充実を図る」などの回答割合が高くなっています。

最後12ページに移りまして、「(4)今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題」についてです。前回と比べて、「フリーターなど非正規雇用に関する問題」の割合が低下、「ストーカー等に関する問題」の割合が上昇し、

この2つがほぼ同率で高くなっています。人権推進指針の理解度との関係性に着目すると、「指針」の理解度が高い人ほど、「性的指向に関する問題」の回答割合が高くなる傾向にあります。

以上、大変簡単に説明させていただきましたが、委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 はい、事務局ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御意見、お気づきがありましたら、どうぞよろしくお願い致します。

鈴木委員 すいません、今後の指針に盛り込むべき人権課題で、ストーカーの話が出てくるんですけども、これ女性に関する人権だったり、犯罪被害者に関する人権の中では、取り組まれていないということになっているんですかね。よくわからなくなってすいません。アンケートする前に聞けばよかったかもしれないですけども。

人権対策室 次長 県としてですね、当然いろんな立場から取組はしておりますが、今人権推進指針の中の一つの正式な項目ということでは、挙がっておりません。という意味で、今後盛り込むべき課題の候補というか、選択肢の中にこれは今回挙がってはおりますけれども、当然、施策は施策でいろんな立場で、県警なりいろんな立場がありますので、やっていらっしゃるのはまちがいありません。

議長 なにか御意見がありますか。

鈴木委員 女性の人権だけでは捉えられない、男性も被害者になることがあるわけなので、そのストーカーという項目を考えるかという話なのかなと思ったんですけども、例えば愛知県で言いますと、訴訟になってますけど、男性が男性にストーカーをして殺人をしたという案件で、犯罪被害者給付金を支給すべきではないかという、男性が男性にストーカー殺人をして、その被害者の同性パートナーからの請求をどうするかという案件があったりもするんですけども、結局ストーカーという被害の一類型だけ取り上げるのか、もっと根本的に人権問題をどう捉えるのかという組み立ての仕方を考えないと、なかなか全性を対象として網羅できないのかなと思ったんですけども、感想でごめんなさい。

人権対策室 次長 今御指摘いただいたことにつきましては、この調査をするときに、実を言うところまで深く考えておりませんでした。前回の平成20年のときの項目を基本的にそのまま置き換えて、経年比較をしたという側面がありまして、結果的にはストーカーに関する問題のパーセンテージは上がっておりますが、これを実際にどのように捉えて、指針に盛り込むときにどういう位置付けにするかという、そこまでのまだ熟慮はしていないところでございまして、回答になって

いないと思いますけども、そういう状況です。

議 長 私が意見を言っはまらずいかもしれませんが、セクハラの問題もそうですけど、当初は男女雇用均等で男性から女性にという概念が多かったと思いますけど、今はもう女性から部下の男性にとか、同僚にとか、性は一切問いませんし、それも男女雇用均等の方でいろいろそういうのがあるというか、僕がストーカー防止法を熟知しておりませんので、そのあたりの定義が男性から女性ということだけではないと思いますし、DVも今は男から女にというだけでもありませんので、デートDVにしても、女性から男性にというののもいっぱいありますので、その辺のストーカーの問題に関しましても、時代の流れと共に変化する部分ではあると、私は思っておりますけど。

このアンケート調査が10年前との定点観測みたいな大きな意味を持ってということがあって、その辺がアンケートの進み具合と世の中の進み具合がずれることもあるかもしれませんが、基本的には定点観測として見るという、比較するというので指針を出すということで、実施するアンケートであるだろうなという感想を持ちましたけれども。

今、鈴木委員から御指摘いただいた問題はストーカーということだけでよろしいですかね。

鈴木委員 一つのきっかけとしてはやはり、もう少し性を固定化した被害類型の人権擁護の指針でいいのかというところで、全被害者がちゃんと入り込むように、見直した方が良くはないかなと思ったんですけど、指針をそれぞれ見直すのか、私としてはもともと、次の議題の方でもありますが、性的指向のほうでも検討していただければなと思っておりますけれども。

議 長 次の議題とも関連する部分ですので、このテーマについては、次の議題で議論していただくとして、違う部分での御質問等ありましたら、お気づき等ありましたらお願いしたいと思います。

末長委員 10年前の調査並びにですね、今回の調査ということで、今回の調査の結果の概要については分かりました。しかし、相対的にですね、今回の調査目的があります、人権に関する県民の意識を把握し、今後の人権に関する施策を推進する上での、基礎資料とすると。先ほど、若干意見が出ましたが、今後関わってくるのかもしれませんが。今後の人権に関する施策を推進する上での基礎資料とすると、これが概ね総括的にですね、達成しえたか、今回の調査で捉えているのか、どのように捉えているのかですね。調査の目的に照らして、今回の調査結果がどうだったのか、この結果を踏まえてどのように今後人権に関する施策を推進する上での基礎資料となり得るといように判断したのかどうなのか。せつかく大変な予算を費やして意識調査をされたわけですから、その辺のところは全体の調査結果を踏まえて、どのように考えておられるのかというの

が一点。

それから、いま一つは、回収率がですね、51.6%。前は57.7%あったわけですが、これがですね、この回収率でいきますと、有効回収率が51.6%それをわずかに0.1%上回ったということですね。51.7%。これ、回収数にしますと、回収されたのが、3,000票のうち1,540票。ここでいう、今も申しあげましたとおり、有効回収率でいきますと、1,535票。わずか5票上回ったと。結果的にはね。この点もどう見るのかという点で、調査結果に若干ですね、反映されてくるのではないかと、この回収状況がですね。というふうにも思われますので、そのあたりの見解、考え方をお教えいただきたいと思います。以上です。

議長 事務局のほう、説明がありましたら、お願いします。

人権対策 まず一点目でございます。

室次長 この調査がいわゆる調査目的に照らして、今後の人権施策を推進する上での基礎資料となりうるものと判断したかというお問い合わせでございました。

まず、この結果につきましては御紹介がありましたように、今後の人権に関する施策を推進する上での基礎資料として位置づけておりまして、これによって、この度、現状それから全体的な傾向が一定程度把握できたというふうに考えております。

ただ、その先にあります原因ですとか、課題の分析っていうところまでは、とてもこの調査だけではできるものではないと考えておりまして、それはまたこの調査を参考にして課題を整理したり、施策の検討に向けた議論を深めていくということで、この調査結果が活用されるものというふうに考えておりまして、今回の調査結果が出たからもうこれで施策の方向性がすぐに定まったとか、そういうところまではいかないかなというふうに考えてます。

それから2点目です。有効回収率のお話でした。回収率51.7%に対して有効回収率は51.6%ということで、票にすると5票、パーセンテージにすると0.1%の違いなんですけど、これはいわゆるお答えがあった中で、一部無効のものもございまして、それを差し引いた調査結果として活用できる有効回答が1,535票あったということで、11年前よりは若干下がりましたけれども、51%ということで、一定のデータが回収できましたので、その点はこの意識調査としては、効果測定ができるものというふうに考えています。以上です。

議長 ありがとうございます。末長委員さんよろしいでしょうか。

末長委員 はい。

議長 他の調査がどの数字になるのか、よくわかりませんが、一般的に山口県民の

意識調査をするときに、3,000人のランダム抽出をして、その回収率が5割ということですが、その5割という数字は、他のアンケート調査と比べたらどうなのでしょう。普通5割くらいかなと思ったんですけど。

人権対策 県の方で県政世論調査というのを毎年行いますが、その回収率とほぼ同じく
室次長 らいでございます。

議長 こういった調査をするときに、一番正確なのは全員に調査をすることが一番正確ですけど、それは出来ませんので、そういうふうな抽出した集団で調査することになると思いますが、一つ調査するときには、調査したいこと、項目がきちんと聞かれておるかという妥当性と、そして協力してくれた人たちに偏りが無いかというデータとしての信頼性が問われると思いますけども、先ほど言われたような他の調査と比べても5割の回答率であれば、統計的には一般的な数字かなと印象を持ちました。あまり私が感想を言ってはいけませんけども。一般的によく大学なんかで調査をするんですけど、なかなか5割は難しかったりするので、お願いしたりしないといけないんですけど、お願いすると偏りますので、例えば学校なんかで校長先生に頼むと、校長先生の圧力であると、データの信頼性が揺らぎますので、でもなかなか5割とるのは大変ですけど、協力していただけたのではないかなと私は理解しました。

貴重な御意見だろうと思います。基礎データになるのかどうかということですが、データとして、それがはっきりしないと、今後の指針を検討するときには難しいと思いますので、ある意味では、方向性として基になるだろうというお答えだったと思っております。

その他になにかありますでしょうか。

船崎委員 感想でよろしいでしょうか。

議長 はい。

船崎委員 ありがとうございます。

今事務局の方から実施結果についての御報告をいただきました。また調査票をもう一度見せていただいて、これ調査を受ける側が受けやすいようにチェックを入れるとか、それから例えば今の調査票をいただいている中で、10ページ以降、実際の人権上の問題があるというのは3つまでとか、実際に見聞きしたのはチェックは3つまでというふうに、記入しやすいような工夫が見られているなというのを私自身は感じました。それについても平成20年との比較をしながらも、新たな視点でやってらっしゃるっていうのは、今後これをうまく活かして施策に取り入れていただけたらというふうに思いました。私からの感想として、発言させていただきました。以上です。

議長 ありがとうございます。変更、修正意見ということに関しては、性の問題に関しては、次の議題でも説明いただくことになると思いますが、一応この報告書につきましては、特に極端な修正は必要ないということによろしいでしょうか。

高木委員 すみません。終わりかけになったときに。5ページにあります(5)の障害のある人に関する人権上の問題点とあります。「障害のある人や障害についての人々の理解が不足していること」や「働く場や働くための支援が十分でないこと」が非常に高い率で結果が出てますけど、調査ですから、これが真実というわけですけど、なかなか障害の人が職場には入りにくいというのがあって、ここ最近話題になりまして、山口市の場合でも市役所でも苦勞されたようですが、思ったほど仕事ができにくいとか、いろいろ意見があったようですが、逆に雇用されたけれど本人が勤めにくいということで退職をされたという話もありますけれど、障害者も人権があるわけですから、いろんな見方をしながらですね、そういうのを支援する方法も、今後は考えていく必要があるんじゃないかと、私は感じました。以上です。

議長 ありがとうございます。障害という言葉に関しましては、今村委員の専門領域ですけれども、発達障害という言葉が、非常に世の中で頻繁に聞かれておりますし、この人たちをどのように支援するかが話題になっておりますし、そういう障害者雇用の問題とかですね、非常に今話題にはなっている部分だろうと思います。実際に雇用も進んではいるんだろうと思いますけど、実際には職場で働きにくいとか、定着しにくいとか、また雇用されるかたも使いにくいとか、いろんなことは、時間をかけて改善していくべき問題なんだろうと思いますが、今村委員さんのほうでなにかありますでしょうか。その障害というレベルで、よく発達障害という言葉が最近ではよく聞きますが。

今村委員 まず障害全般について言えば雇用比率とかで詐欺行為がありましたね。カウントに。それ以来、きちんとある程度なっておりますが、まだまだ数を合わせようとする中で、雇用者側にも、それから仕事をする側にも、雇われ側にも、まだまだ十分な準備や体制というか理解も含めて、かなり途中でお辞めになったりするケース、あるいは、雇った方もどう扱っていいか困っているケースというのは、本当にたくさん見聞きします。

そういうことで、三障害でも、そういう感じはまだまだあります。一番分かりやすいのは、身体障害という形で、みなさんも比較的どこが困っているかが分かるという意味で、精神障害とかは、一番そういう意味では雇用が難しかった時期なんですけど、これに議長がおっしゃったように発達障害が入ってきて、今まで診断が実は発達障害の成人になってらっしゃる方は、幼児期なんかに診断が出来ていない人がたくさんいて、それで少し大人になって診断をされたケースも多いし、今まだ本当に正しい診断が出来ているのかというところにも、

まだいろんな問題があるということで、みんながまだ手探りの状況というのが現状だと思うんで、みんなが慣れていくというか、そういうケースを一つずつ丁寧に慣れていくというのが、今後の、特に発達障害についてはあるのではないかと思うのは、一般的に言われていますのは、発達障害は知的障害を伴わないケースが多いので、しっかり対応することによって、労働という意味では効果の高い労働、言葉が少し違うかもしれませんが、労働の範囲が広がるという言葉のほうが適切かもわかりませんが、そういう意味で適材適所の労働はむしろ本当は多くなるのではないかと考えています。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。専門的な立場から御意見をいただきました。皆様から性の問題、あるいはアンケート調査自体の信頼性、妥当性の問題、あるいは障害に関する最近の動向等御意見いただきました。

報告書の記載につきまして、大幅な修正ではないというふうに私は感じましたので、今いただいたような意見を少し反映させていただいて、事務局で多少の文言等の修正があるかもしれませんが、最終的には、私が確認するというところで、事務局と確認しながら進めていき、報告書を作りたいということで、御了解いただけますでしょうか。

(委員一同：はい)

議長 ありがとうございます。それでは報告書の最終的な部分につきましては、そういう方向で進めさせていただきたいというふうに思います。10年ぶりの意識調査ということですので、山口県の現状や、そういう特徴なども明らかにしていただきながら、事務局及び関係課において、調査結果を、今後の人権施策に役立てていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

末長委員 ちょっとよろしいですか。一つ確認なんですけど

議長 はい。

末長委員 確認をどうしてもしておかなければいけないのが、「人権に関する県民意識調査報告書(案)」になっていますね。先ほど、瀬原次長のほうから調査の実施結果についての概要については報告がありました。そのことを受けた形で報告書(案)の案の取扱い。一番下にですね、令和2年(2020年)〇月となっています。今日審議会が開かれて、2月14日ですから、2月にするのか、3月にするのか、この案をとって正式な調査報告書にする、そういう過程の考えも聞いておきたい。確認の意味で。よろしく申し上げます。

人権対策 当然、今日の審議会にお諮りして、報告書の記載の中での修正意見とか、お

室次長 気づきの点とかが出るかなと思ひまして、案という形で今日は御提示させていただいております。先ほど、議長の方からもお話がありましたように、今後、これをもう一度じっくり見て、概ねこのままで行かしていただけたらと思うんですけども、ひょっとして誤字脱字があったりとか、何かあってはいけませんのでもう1回最終チェックをして会長とも、よく確認をした上で、最終の報告書ということになると思うんですが、その場合最終的に公表ということになると、おそらく3月くらいになろうかなと思ひておりますので、そこに日付で月が入るのはですね、ちょっと今なんとも言いませぬけれども、おそらく3月になる可能性が高かろうというふうに考へております。

議長 一応案の段階ではありますけど、今後の作業予定として3月を目標に作成していくということだと思ひますが、よろしいでしょうか。

末長委員 校正をしっかりと行ってください。見落としがないように。

人権対策
室次長 分かりました。

議長 それでは、時間も過ぎてまいりましたので、議題の3のほうに移りたいと思ひますが、前回からの継続審議になっております。議題3 鈴木委員さんの意見書について移りたいと思ひます。
まずは、事務局の方から説明をお願いいたします。

人権対策
室次長 はい、お手元に資料2というのがあると思ひます。そちらを御覧いただきたく思ひます。
まず経過についてです。

前々回、平成29年6月の審議会において、鈴木委員より意見書が提出されました。意見の趣旨は、山口県人権推進指針本編資料、分野別施策の推進において、「性同一性障害」だけに絞ることなく、「性的少数者」全体に対する人権課題があることを前提に再構成されたい、というものです。また、前回、平成31年1月の審議会においても再度審議し、慎重に扱っていくべき内容であり、継続審議とすることで一致したところです。

次に、現時点における県の考へ方についてです。

LGBTなどの性的マイノリティを理由に偏見や差別を受けることはあってはならず、違いを認め、それぞれの生き方が尊重される社会を構築することが重要であると思ひております。一方、他県の人権指針等におけるLGBT関係の表記自体がまちまちであり、また、現在、国において法制度も議論されていることから、本県指針にLGBT全体を盛り込むかどうかの検討に当たっては、こうした動向等を踏まえる必要があると思ひております。さらに、指針については、前回改定後の人権関係法令の制定等の状況を踏まえ、LGBT関係だけで

なく個別分野全体の改定を検討すべきと考えており、そのための全体調整が必要となります。こうしたことから、指針の改定には時間を要するものと考えていますが、県としては、LGBTに対する県民の理解が進むよう、引き続き啓発等の取組に努めていくこととしています。

なお、審議の参考となる事項をいくつか整理しておりますが、その説明をさせていただきます。

まず、国におけるLGBT関連法案の検討状況です。

参考2-1という資料がありますが、そこにその状況をまとめております。立憲民主党などが提案した差別禁止規定が盛り込まれた法案が衆議院で継続審議中の一方、これとは別に、自民党においては、理解増進を目的とする法案の提出をめざして検討が進められています。

次に、人権指針等への記載に係る他県の状況です。

詳しくは参考2-2にまとめておりますが、LGBT関係の記述につきましては、「性的指向」及び「性同一性障害」の両方を盛り込んでいる団体が多いものの、その表記はまちまちです。参考2-2、1ページの「①LGBT関係の表記」にありますように、47都道府県中39都道府県において人権指針等を策定しており、このうち茨城県を除く38都道府県が人権指針等においてLGBT関係を盛り込んでいます。このうち31都道府県が「性的指向」と「性同一性障害」の両方を盛り込んでおり、「性同一性障害」のみを対象としているのは山口県を含む4県となっています。また、備考欄の県名にアンダーラインを引いておりますが、LGBT関係を個別課題として位置付けているのは、山口県を含む14都県となっています。

施策の方向性については、同じ資料の2ページ以降の表にあるように、「理解」や「認識」を深める趣旨の記述や「偏見や差別の解消」を目指した取組の記述のほか、単に〇〇に対する取組・啓発の記述など、それぞれ表現は異なっています。

資料2の裏面の方に戻っていただきまして、次に(3)になります県民意識調査の結果についてです。

これは、議題2の方でも説明いたしましたが、「今後、山口県人権推進指針にどのような問題を盛り込む必要があると思うか」の問いに対して、「性的指向」だけを見ると、選択回答された割合は前回より高くなっていますが、選択肢全体では優先順位は低い状況にあります。なお、「あなたの性別は」の問いに対して、「どちらでもない」「答えたくない」「その他」と回答した方は、合わせて1.4%いらっしゃいました。

次に、山口県人権推進指針の改定についてです。

参考2-3に、これまでの「指針」の改定経過を示しておりますが、この資料の裏面に※2というふうに記載しておりますが、平成24年3月に指針の全面改定を行っております。キーワードの改定、それから分野別施策の推進の本編資料への位置付け、分野別施策の推進の改定というのを行っております。それ以降、人権関係法令の制定・改正もされており、施策の方針等も含めて見直し

が必要な分野もあるものと思われま

す。最後に、県における取組状況です。

参考2-4に「相談」「啓発」「教育」の区分ごとに取組状況をまとめていますので、御覧ください。

まず、相談につきましては、男女共同参画センターと精神保健福祉センター及び健康福祉センターにおいて対応しています。

啓発につきましては、一般県民を対象とした県政出前トークや、業務研修、人権研修、人権ふれあいフェスティバルにおける啓発のほか、県庁内部での様式の見直し・点検の呼びかけに取り組んでいます。

教育については、教職員研修の実施、教職員向け資料の配付・説明のほか、公立高校における入学願書の見直し、さらに、学校現場では、生徒の心情に配慮した個別対応を行っています。

説明は以上のおりでございます、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、意見があれば、鈴木委員さん。

鈴木委員 意見書や資料の御準備、ありがとうございました。

今回、作っていただいた資料、参考2-2が他県の状況なんですけれども、これ拝見して私も衝撃を受けたというか、結局山口県を含む4県以外はみな、性同一性障害にこだわらず、性的指向を含むまたは多様な性という岡山のような例もあつたりですね、要は山口県かなり後発組に置かれている状態だったということが、はっきりわかったということで私はショックを受けました。

私の提案も平成29年ですし、そろそろ進めたいなと思ってるんですけれども、そもそも性同一性障害者だけで、例えばトランスジェンダーの方、性別違和のある方トランスジェンダーと呼ばれますけど、そのうち性同一性障害と医学的に診断された方のみが性同一性障害者であつて、でもそうするとトランスジェンダーの方をまったく放置しておいてよいかという問題もあります。

性的指向の問題についていいましても、同性愛というのが差別の対象に今まさにされている状況の中で育っている子どもたちを放置していいのかと、実際に子供たちどうやって虐待したら対象になるような子どもさん、どう対応するのか、教育委員会は取り組んでいるのかというところを見ると、なかなか10年前と比べてかなり進んでるというのは、参考2-4の資料を見て拝見はして、なるほどとは思ったんですけれども、今2015年以来、他県で進んでいる取組と比較するとですね、おそらくこれ、もう少し頑張らないといけないような状態で、最近もトランスジェンダーの方とお話をしていると、そもそもどこで医療を受けていいのか分からない、また自分の住んでいる地域で受けられない本当に困っていて、県内で唯一の外来を持っているところに行くために、各地でトランスジェンダーの方が協力し合つて一緒に通院しているような状態と伺いました。

やはりですね、公的なところが頑張らないと問題の可視化にもつながらないですし、このアンケートの調査結果もここで分析していただいたとおり、指針に載って指針を理解してくださった方は、やっぱり人権の尊重意識を高めるといような、ここの元々の根本の県の人権推進指針に載っているか載っていないかで、問題に対する意識も全然違う理解も違う。そして各課での取組状況も全然変わってきているということが、今日の御説明全部聞くと、まさに今進めなくてどうするんですかと、思った次第だったんですね。

国における取組がなかなか進まない状況は、2-1を見て拝見しましたが、国は国、県は県ではないでしょうか。この県の住民をどう守るのか、どう人権を守って推進するのかというのが、こちらの審議会の役割ですので、正直言って推進指針に1つ用語を性同一性障害者だけではなくて、性的少数者全体に広げるだけの話で、そしてそこをまたベースとして、どういう取組ができるか、意識的に取り組むか、また進めるか、それはまた次のステージの話ですので、ここでできることはわずかなことですが、でもそのわずかなことが大きな本質となって波紋を呼ぶんでないかと思しますので、できるだけ取り組まなければいけないことだと、これが人権課題なんだと意識できるように、推進指針に明記すべきではないかというのが、私の意見でございます。

議長 はい、ありがとうございます。

事務局からでも結構ですし、他の委員さんからでも結構ですし、ぜひ御意見があれば、事務局の方で何かお考えがあればお願いします。

人権対策 鈴木委員の御意見はごもっともなところがございます。

室次長 ただ、いろいろと指針の改定ということになると全体に影響があるので、なかなかその時間的にはじっくり検討する必要があるというところは御理解がいただけるのではないかなと思ってます。

確かに今回の意識調査で、指針の理解度がある人ほど、性同一性障害への理解もあるという点は一定の傾向としてでてますので、早く指針に反映させて欲しいとおっしゃられるのはよくわかるんですけども、指針に入れることについては当然今後の課題というふうには認識しておりますが、まずは、さしあたって取組を進めていくということが今できることかなと、すぐにできる事は、その取組の方を進めることかなとは思っております。

というものの、まだ他県と比べると確かに遅れているかもしれませんが、少しずつではありますけれども、いま啓発等にも力を入れつつありますので、もう少し、その辺を見届けていただけたらと思います。いろいろ御意見御指導を賜りながら、県としても、今後、取組に向けて頑張っていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長 今回の事務局の説明も含めて、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

末長委員 まず一つはですね、私の私見になるかもしれませんが、非常に難しいですね。最近いろんな用語が横文字で示され、この横文字を理解するだけでも、大変だけど、いわゆるワープロからパソコンになったようなものですよ。非常に難しい。

しかし、相対的にですね、このいわゆるLGBTに全国に該当する人がですね、概ね8%いると言われているそうです。これは、例えば人間の左利きであるとか、血液型のAB型という、こういう人よりも多いという結果が、データがある。

このLGBTは指針の性同一性障害を含めて大きなもので捉えているわけで、性同一性障害はLGBTの中の一つです。先ほど、鈴木委員さんの方から意見が出されてますし、それから、鈴木委員さんにおかれましては、平成29年から、この問題について提起しているんだということからしまして、私は、この審議会でも勉強しなくてはいけないと、まず、私達が勉強して理解を深めなくてはならないというのが率直なところですよ。

この点で、最近ネットで見ますと、「多様な性について考えよう～性的指向と性自認～」を法務省が出している説明書やいろんなネットに出てくる定義の問題から、割合から、LGBT以外のマイノリティの問題という様々な課題、それから、最近ではね、すごいですね、自らがLGBTと告白した芸能人、テレビなんかを視ていると。

だからこういうことなどを含めてですね、私達がまずLGBTとは何かということをしつかり学習してですね、そして、最もあってはならないのが、このことによって起こりうる差別、人権侵害ですね。これは、絶対にあってはならないということです。

それから最近の用語で、いま一つは、ジェンダーという用語がよく使われますけれども、このジェンダーの定義も非常に難しい、いわゆる男は男でなければならない、女は女でなければならない、いわゆる振り分けることはあってはならないことですが、このジェンダーという定義も理解することは非常に難しい。

しかし、私達は、まずはやっぱり、積極的に学んで、勉強して身につけていかなければいけない、こういう人権問題を。

いずれにしても、人権問題なんですよ。

だから、私達がこの点ではLGBTに関わる人権問題をどのように学習し、身につけ、理解をしていくかということから、はじめていくべきではないかというのが、私の感想です。以上です。

議長 ありがとうございます。

他の委員さん、御意見はないでしょうか。

ジェンダーのことも含めまして大変デリケートな問題ですし、絶対的な価値観がなく、世の中の流れなりということを反映するところで、鈴木委員さんはかなりいろんなところで、啓蒙活動なり、いろいろ講演活動とか、実際に活動

されているところでしょうか、他県での経験もありますか。他県と山口県では感触が違うなどか、実際にお感じになるのでしょうか。

鈴木委員　そうですね、長崎県とかですね、県として取り組むために全県の調査をしてネットで公開してるんですけども、それを拝見しているとやっぱり各課で取り組めることがいくつもあり、それがもう毎年毎年、複数プロジェクトが走ってるような状態だったので、例えば茨城県で同性パートナーシップ制度ができましたけれども、それはなぜかという、県の病院で同性パートナーの片方が入院した場合に、もう片方をちゃんと家族として扱い、病状を説明し、最後まで看取りに立ち合わせるっていうことを保障できるようにというような趣旨もあったということを知りましたので、性的指向っていう問題についていうと、単に自分が好きな人が同性だっただけでしょうという話ではなくて、その人と一緒に暮らしていくという暮らしそのものを守るという話なので、最後の最後になってあなた法定相続人じゃないから看取りの場から外され、いきなり全部、関係を断ち切られるようなそういった差別を受けている方々がたくさんいらっしゃると思いますので、県として県民の暮らしをどう守るかっていうところですね、大人も高齢者も子どもも、本当にいくつもの局面がある状態だと思います。

議長　この問題は生まれつきというかどうかという問題もありますし、また成長する段階のときに様々な影響を受けていることもありますし、非常に微妙な問題だろうと思います。

また、国と県が違うと言われましたけど、県と県とでも地域性なり、風土により、かなり考え方が違い、まあ山口県は後発組といわれましたが、私なんか県民性を象徴しているように感じましたが、すぐに、何らかの方向性なりできることからということで、私はカウンセラーが本業で、その立場からいうと、それで非常に辛い想いをされている方にはかなり最近支援がされている。鈴木委員さんからすると、まだまだ足りないかもしれませんが、かなりいろんなところで、学校等でも女の子がそういうことがイヤであればズボンを履いたりとか、トイレなんかも、本人の希望で使ったりとか、かなりそういうところで少しずつ進んでいるのかなと思いますけど、全国の流れを見ると、まだ非常に遅いという流れかもしれません。

今村委員　2点、発言させてください。

まず1点は、資料1の7ページの性同一性障害のある人に関する人権上の問題点の一番下の・です。学校の教職員で、「性同一性障害について人々の理解が不足していること」っていうのが、非常に高くなっていることがちょっと気になりました。そして、特に教職員研修とか、参考2-4で具体的にやってます、あるいは冊子も配っていますという中で、きっと先生方、その他非常に困っている現場が見えてくる。

しかもさっき議長も言われたように、最近高校なんかは、スカートじゃなく

てズボンもいいよというそういうような柔軟な対応は多少あるとしても、そこが学校現場がこれだけ困っているのが一つ。だから、もう少し冊子とかでは足りない部分があるのではないかな、あるいは具体的な講師が少し不足している気がしたんですけども、そちらの点についてどんなふうな感じなのか教えていただけますか。

人権教育 はい。人権教育課です。人権教育、教職員研修の取組ということですがけれども、今ありましたけれども、教職員向け資料という今これ白黒版ですがけれども、文部科学省が「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」という通知を元々出しております。学校向けに。

それに対して学校の方からいろんな質問等も出ておまして、その質問に対する回答まで盛り込んである資料として、作成してあるものが文科省から出ております。この中には例えば各学校で具体的に相談があったときに、どんな対応してるかっていうことですね、更衣室をどうするか、トイレの利用をどうするか、そういうことをいろいろ例を挙げながら、こういうような対応している例がありますってというようなことも紹介してありますので、これ今、県内どの学校にも全部配っておりますし、これも文部科学省のホームページからダウンロードできる状態になっておりますけれども、それから小中高校と特別支援学校の管理職の研修会から人権教育の担当教員研修会でも、これらを取り上げながら、説明をいろいろさせてもらってるところです。

具体的なところで学校が、県の方でも、学校から市町教育委員会、県教育委員会等に相談があればですね、いろいろ助言もしているところですがけれども、具体的に制服の規程というようなことも含めて学校でそれぞれ、本人とそれから保護者、その心情等ですね、しっかりと配慮しながら対応を学校でできるところできないところいろいろ詰めていきながらですね、今対応をしているところなんです。

そもそも子供がですね、教員には一切知られたくないとかいうところもありますし、あるいは担任とか養護教諭に思い切って相談したけれども、他の先生には絶対言って欲しくないということもあります。

場合によっては周りの子供たちにもちゃんとはっきりさせて、理解を求めたいというようなことを表明する子もいると。非常に対応が個別ケースということになっておりますので、こうして欲しいというマニュアル的なものではなくて一つ一つ相談しながら対応しているのが、今の現状です。

今村委員 まだ教職員の人は学びたいと、きっと困ってらっしゃると思うんですけどもいます現場で。

それじゃ、もう一つです。鈴木委員のおっしゃることは、まさに本当その通りなんですけど、私は末長委員の意見に近く、まだこれをきちんと理解できてるか、どういうふうに理解していかってという人がまだたくさんいらっしゃると思うんですけど、その一つに、例えば鈴木委員はいつも性的少数者でしたか、

という言葉が使われているが、これもだんだんこの言葉自身が最適かどうかという問題も含めて、例えば先ほど出たジェンダーとかセクシュアリティとか性のダイバーシティとか、多様性という言葉で置き換えられる方向に行ってるんじゃないかとかですね、いろんな情報がある中で、なかなか言葉で定義というか、確かにLGBTだけでは何か物足りないし、そうだろうと思うけれど、何と併記するかっていう、こういう解決がなかなか難しいので、まずは現場の領域の中で行動としてきちんとそういうものを教育現場も含めて、いわゆるLGBTだけじゃない取組をしっかりと、確かに施策に入れるには言葉が必要と言われるけど、じゃあどの言葉でやっていくのかっていうのが何かまだ決まってない中で、なかなか難しいなら、まず現場の方から、そういう視点できちんとやっていくっていうのを当面やりながら私達も、もっと鈴木委員から情報を得ながら、あるいは個別に学習しながらっていう形で適切な言葉を選んだ方が、私は、なんかちょっとすべての言葉が今ひとつで、当たってるようで当たってなくて、むしろ岡山県みたいに、ちょっといい加減だけど、分かりやすく、もう少し言葉には、（言葉を）明確するにはもうちょっと時間が必要かなってイメージを少し受けております。感想です。

議長 はい。ありがとうございます。

学校現場での様子等、説明いただきましたが、私もスクールカウンセラーをしておりまして、文科省の方からLGBTの問題に関しては、かなり積極的に介入するよというふうなことをスクールカウンセラーの中でも、言われています。

今、今村副会長さんの方から御指摘がありましたように、レッテル貼りになったら一番まずいというのと、そういう分類みたいな形になるのが一番まずいということで、そこにいる存在として人権として認めていくということがないと難しいのかと思います。

まだ、いろんな意見もあるかもしれませんが、時間もありますし、やはり私の感触からすればもう少し様々な情報なりを収集して、指針等にも盛り込んでいくということで、継続審議にさせていただくということで、よろしいですかね。

鈴木委員 でも、29年6月に出して、もう令和2年なんですよ。だから策定するなら策定する。その上で、言葉を考えるなら考えるというふうに、問題のステージを分けていかないと、結局ずっといつまでもいつまでも時期尚早で延ばされてしまうかなあと思うんです。実際に県内にいる性的少数者の自分がそうだと思う方が、自分の人権はどうでも良いんだ、放置されても構わないんだという負のメッセージを出されているのだと私は思います。放置されれば、されるほど、時期尚早と（言われるけど）私は15年でも間に合わないレベルだと思う。

皆さん、分からない難しいというが、人権対策室の要請で1回研修したんですよね、ボランティアで。その時に、皆さん来るのかなと思ったけど、おられ

なかった。だから何が必要なのかと思うんです。本当にこの問題が重要な問題だと認識されておられるのであれば、やはり策定する方向で、後は細かい表記とかの問題を考えましようと思うんですけど。

議長 鈴木委員さんの御提案は、LGBTという文言を今回の指針に何らかの形で入れたいという、お考え、主張ですよ。

鈴木委員 はい。提案しているのは、そういうことです。

議長 他の委員さんや事務局はどうですか。

末長委員 はい、いいですか。

一つはですね、国の対応も非常に遅れているということがあると思う。世界的に見て。LGBTへの対応という点では、例えばオランダ、ベルギー、スペイン、カナダ、南アフリカ共和国など20カ国以上が、それなりに対応してきてるんです。

だけど、この国においては、今から3年前、2017年の3月に、この日本政府がいじめ防止の基本方針の改定の中でLGBT生徒の保護の項目を初めて盛り込んだ。こういうことが言われてるんですね。その前の年の2016年に、先ほど人権教育課長が言われたことに当てはまるのか、教職員向けにLGBT生徒への対応を記した手引きを発表している。こういうものに基づいて、おそらく今、県内の先生方も研修なり、実践をされているんだと思いますけど。

これによりまだ実際の取組としては、わずか数年前なんですよ。3年前とか、4年前。この流れなんですよ。だから、ここのところも踏まえて、今日のところは、鈴木委員さんの主張もわかりますけれども、会長さんの言われた方向で、今日の場では、もう少し継続という立場でいいんじゃないかと思うんですけど。

船崎委員 発言できない委員として、どういうふうに言えばいいかなと思って考えておりました。やはり、はっきり理解できているかといわれたら、100%鈴木委員みたいに全てを理解しているわけではありませんし、だからと言って、どこをどうすればいいかっていうところもはっきりまだ自分自身よくわかっていません。

ですから、私自身も、これから次の審議会までの間に私なりに学びたいと思いますし、またこれについて考えていきたいというふうに考えております。

また、参考2-4でLGBTに関する県の取組状況というのが出てましたけれども、啓発のところ、上から4つ目くらいにある人権ふれあいフェスティバル、これに出られた方が、当事者が出られて、その話を聞いて非常にいろんなことがわかったっておっしゃってました。悲しいかな、私は別件が入ってて出られなかったんですけども。やはりそういう声を聞くとか、そういう場に

参加する。先ほどの鈴木委員がおっしゃったようなボランティアでそういう研修をしてくださったにもかかわらず、ここにいる委員が参加しなかったというのは、大変申し訳なかったなど私自身思っておりますし、やはり審議会委員としてやるべきことや自分ができることをもう少し前向きに考えていきつつ、取組をどうしたらいいのかなというところも考えたいですし、他の人とそういうことについても話ができるような環境を作っていくのも大事なのではないかと改めて今日、自分を反省したようなところもございます。

やはり、知ることによって考え、考えることによって次に行動に移り、そして周りを巻き込むことが重要ではないかなというふうに思いましたので、じゃどうするかって言われて結論が出ませんが、そういう取組を鈴木委員に言われて教えていただいたことが、また他県との比較とか、資料を出していただいたことにつながったのではないかと考えております。

発言することの大事さがあるので、せっかくだから、何を言おうかと思って、とりとめのないことですが、ちょっと発言させていただきました。

議長 ありがとうございます。私も大学で当事者の方に来ていただいてお話を聞く機会があります。

申し訳ございません。私、（終わりを）3時の予定と説明していましたが、終わりの時間がきています。やはり、皆様方の御意見を聞いて、継続審議ということで、この場を進めさせていただきたいと思えます。

また、継続審議ということで、またいろいろ検討する場合には、鈴木委員からも、いろんな御意見をいただいて、具体的な御指摘をいただこうと考えています。

この議題3につきましては、これで終わらせていただいて、予定の時間がきておりますけど、議題4その他につきましては、事務局から説明をいただきたいと思います。

人権対策 室次長 はい、議題4でございます。昨年の11月、拉致問題関係団体から当審議会の複数の委員に宛てて意見書が送付されました。この件につきまして、一連の経緯及び県の考え方を御報告させていただきたいと思えます。資料3の方を御覧ください。

この意見書の作成者は、北朝鮮に拉致された日本人を救出する山口の会、略称「救う会山口」の事務局の方です。

内容は、「県が7月に実施した『人権に関する県民意識調査』の項目から『拉致問題』が外されたのはなぜか」というものです。

次に、経緯です。

まず、昨年10月31日、その事務局の方から人権対策室へ電話で上記の指摘がされました。

これに対して、翌日の11月1日、この方たちと面談し、事情を説明しましたが、理解は得られませんでした。

その後、11月25日付けで、この方たちから当審議会の複数委員に宛てて意見書が送付されたところです。

さらに、12月12日には、山口県特定失踪者家族会による解散記者会見が行われました。

山口県特定失踪者家族会は、本県関係の特定失踪者、すなわち政府認定拉致被害者とは別の北朝鮮に拉致された疑いを否定できない失踪者7名のうち6名の家族で構成されていましたが、この家族会事務局の主張を受け、県の人権意識調査に拉致問題の項目がなかったことを理由の一つとして解散した旨の報道がありました。

なお、家族会解散後は、家族がそれぞれの地元自治体に要望するなど、個別に活動されるとのことです。

次に、事務局である人権対策室の考え方についてです。

調査項目については、基本的に経年変化を把握する観点から、前回調査をベースに、国や他県の調査も参考として決定したため、結果的に拉致問題が項目に入らなかったものであり、意図的に外したわけではありません。

拉致問題に関する意識調査については、今後、所管課である厚政課と協議の上、何らかの形で実施する方向で検討するとともに、結果については、当審議会にも適宜報告させていただきたいと考えます。

拉致問題は、重要な人権問題であることから、引き続き、厚政課と連携しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告いたします。

議長 はい、ありがとうございます。時間はありませんが、何かこれだけはという意見がありましたらお願いしたいと思います。

高木委員 時間がないところすみません。今、事務局から説明がありました拉致問題の関係ですけど、ずっと今までやってきてないものを、後半事務局の人権対策室の考え方としてですね、引き続き厚政課と連携しながら取組を進めてまいりたいというふうになってますが、これ取り上げていこうとされているのか、従来どおりの中で拉致はないんですよというふうにお考えなのか、そこを教えてくださいたいと思います。

人権対策室 次長 拉致問題につきましては、すでに県の指針の中に入っております。たまたま、意識調査の項目に入らなかったということでありましたけれども、拉致問題については今までも県民への啓発という部分ではずっと取り組んできておりますので、そういう取組は今後も引き続き行うということでございます。

議長 はい、よろしいでしょうか。

高木委員 はい。

議長 ありがとうございます。

末長委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

末長委員 いいですか、政府が認めている拉致被害者てのは17名ですよ。政府が認定してるのは17人ですよ、拉致被害者は。

だから、山口県の場合には、そこに入ってないわけですよ、ここにね。そのところもね、きちんと現状を踏まえた上での取組をしていかないと、いけないと思いますよ。山口県は、当面この中には入ってないのですよ、外務省のラインには。けども、こういう意見書があげられたこういう組織もあったのはあったということ踏まえてね、山口県として拉致問題をどうとらえていくか、きちんとしなければいけないと思いますよ。国の動向と県の動向、きちんと踏まえた上での取組を要望したいと思います。

今、高木委員が言われました、厚政課と連携した取組を進めていくのは、これきちんとしなければいかん。ほんとに、これで進めるの。

人権対策室次長 当然ですね国と連携して、厚政課が窓口になりますけど、国と連携して取り組んでおりますので、その姿勢は変わっておりません。

末長委員 国と連携してね、はい。

議長 厚政課の方も何か御意見があれば。

厚政課長 厚政課長の松永でございます。概略につきましては、今、人権対策室次長の方から御答弁を申し上げたとおりでございますけれども、委員おっしゃいましたとおり、国が正式に拉致被害者として認定した政府認定の拉致被害者、これは全国で17名ということで、本県にはおりません。

そのほかに、全国的調査機関であります特定失踪者問題調査会というところで、拉致の可能性を排除できない失踪者ということで、これについては全国で約270名、今、氏名が公開されておまして、この方については、山口県においても7名いらっしゃるという状況でございます。

その上で、拉致問題につきましては、厚政課を窓口として健康福祉部で所管をしておりますけれども、拉致問題はまず県民への啓発、これプラス、仮に山口県におられたらしい被害者が帰ってこられた場合、これについてはその福祉的支援ということで福祉的観点のフォローも必要ですので、健康福祉部が窓口となって、これまでも国と連携して対応させていただいているところでございますし、今後も対応を進めてまいりたいと考えております。

議長 はい、ありがとうございます。ただいまの厚政課の課長さんからも御説明をいただきました。この件につきましては、この方向で引き続きよろしく願いしたいと思います。

私の不手際で後半が非常に駆け足の議論となってしまいました。申し訳ありませんでした。大学の授業で8分もオーバーすると非難轟々になりますが、今日は皆様方の御厚情に助けられて、何とか最後まで辿りつくことができました。本当に私の不手際ですので、深くお詫び申し上げたいと思います。議論としては、非常に充実した話し合いをさしていただいたとっております。今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

これで議事進行につきましては、終わりたいと思っておりますので、事務局の方にお返ししたいと思っております。

環境生活 一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

部長 高田会長さんにおかれましては、円滑な議事進行に御尽力をいただき、誠にありがとうございました。

また、各委員の皆様方におかれましても、大変熱心な御審議をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

本日いただきました貴重な御意見・御提言につきましては、今後一層、「山口県人権推進指針」に基づいた、人権行政の推進に努めてまいりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

事務局 以上を持ちまして、第13回の審議会を閉会します。
皆様、大変お疲れ様でした。